

きらきらキッズ一時預かり事業利用契約書

社会福祉法人福角会 きらきらキッズ（以下「甲」という。）と支給認定子ども及びその支給認定保護者（以下「乙」という。）は、乙が甲を利用することに関し、次のとおり契約を締結する。

- 1 甲は、乙に対して松山市一時預かり事業実施要綱の内容を確認した上で、保育を乙に提供することとする。
- 2 乙は、甲が説明した、園の運営規程及びその他の重要事項の内容について同意し、これらに定められた乙の義務（園の利用料の支払いを含む。）を履行することとする。
- 3 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から、令和 年 3月31日 までとする。
- 4 甲は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について乙に説明し、同意を得ることとする。

上記の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が自署又は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

法人名 社会福祉法人 福角会 法人代表者名 理事長 山 崎 隆 ⑩

法人所在地 愛媛県松山市福角町甲 1829 番地

(園 名) きらきらキッズ (園長名) 芳野 道子

(園の所在地) 愛媛県松山市福角町甲 1285 番地 1

(乙)

支給認定子ども氏名

支給認定保護者氏名

⑩

(記名押印)

住 所